【参考】　　　　　　地区会防犯カメラ管理・運用規程（案）

１　趣旨

　　この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、

　　　　　　地区会に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図る。

２　設置目的

　　防犯カメラは、　　　　　　地区会における犯罪の防止及び事故防止のために設置するものとする。

３　管理責任者等

（１）　防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

（２）　管理責任者は、　　　　　　とする。

（３）　管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

（４）　操作取扱者は、　　　　　　とする。

（５）　管理責任者の責務は次のとおりとする。

　　　ア　画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用防止のために必要な措置に関すること。

　　　イ　操作取扱者に対する指導、監督に関すること。

　　　ウ　その他画像等の適正な取扱いに関すること。

４　設置の場所等

（１）　設置の場所及び設置台数

　　　　別紙配置図のとおり、　　　　　　地区会に１台の防犯カメラを設置する。

（２）　設置の表示

　　　　防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を掲載するものとする。

５　画像の保管等

（１）　保管場所

　　　　録画装置は、収納ボックス内に施錠して保管するものとし、録画のための記憶媒体は録画装置に内蔵されているもの又は運用のため組み込んだもののみとする。次号において保存期間を延長するために記憶媒体を録画装置から取り外す場合は、録画装置を収納するボックス内において保管するものとする。

（２）　保存期間

　　　　保存期間は、　　　日とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

（３）　画像等の消去

　　　　保存期間を経過した画像等は、上書き等により遅滞なく、かつ確実に消去するものとする。録画のための記憶媒体を廃棄する場合には、物理的に破壊した後に管理者を含め複数人で破壊されたことを確認した後に廃棄する。

１

６　画像等の利用及び提供の制限

　　記録された画像等は、設置目的以外の用途のために利用しないものとする。

　　また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、又は提供しないものとする。

（１）　法令に基づく場合

（２）　人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

（３）　捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

　　　　画像等の提供を行うときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像等の内容等を別記様式に記録するものとする。

７　防犯カメラの保守点検

　　操作取扱者又は管理責任者自ら防犯カメラの保守点検をする。

（１）　防犯カメラの点検は、防犯カメラ及び録画装置は月１回を基準に録画機能を点検する。点検する項目は画像の品質（人又は車の識別可否）及び撮影範囲（範囲の変更の有無）とする。

（２）　防犯カメラの保守は、防犯カメラ及び録画装置が前記第１号の機能を満たしていないことを確認したならば、当初、取扱操作の範囲で機能の回復をさせるものとし、これにより機能が回復しない場合は運用の停止終了又は適宜の事業者による整備交換により機能を回復させるものとする。事業者による整備交換をする場合は整備交換の作業に操作取扱者ま又は管理責任者自らが立会し録画した画像等の漏えいがないことを確認する。

　　　附　則

　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

２

別記　情報提供様式（第６項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 提供日時 |  |
| 提供先 | 機関名 |  |
| 職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 提供理由 |  |
| 画像等の内容撮影範囲録画機関等 |  |
| 提供方法等 | 提供取扱者氏名 |
| その他 |  |

３」